

要求ニシテ容ラレハレバ時機ヲ見テ更ニ罷業ヲ
敢行スベシト主張スル模様ニテ経過注意中

左記

各工場協議員聯合決議事項

大正十二年十二月廿五日

- 一 九月一日ヨリ十月廿二日ニ至ル臨時休業中ノ日給半額ヲ震災手当トシテ給與セラレタキコト
- 二 右臨時休業中ニ出勤セサルモノト虽モ勤続奨励金ニ関係ナクセラレタキコト
- 三 今回ノ通知書ヲ受ケ出勤セズシテ解雇トナリシ人々ノ

復職シ得可クセラレタキコト

- 四 作業手規則第二十三條第三項ヲ実行セラレタキコト
- 五 食堂湯場便所ノ設備ヲ至急設ケラレタキコト
- 六 懸賞作業ヲ廢シ時留受取作業ニ変更シ若シ之ハ出来サル場合ハ元通り單價受取ニセラレタキコト
- 七 會計内ノ皆勤賞與ヲ復活セラレタキコト
- 八 共済組合ヲ復活セラレタキコト
- 九 協議會ニ關スル件
- 十 公傷ノ場合ハ會社ヨリ翌日カラ日給一日分ヲ救済セラレタキコト
- 二 疾病ノ場合ハ一週ヲ後ヨリ時給ノ五時ヲ宛會社ヨリ支給セラレタキコト
- 三 定脩ニテ作業スルモノハ一人半ノ日給ヲ支給セラレ